

平成 28 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 28 年 10 月 28 日（金） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：経済産業省別館各省庁共用 310 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、梅田委員、大石委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：岡山委員、奥委員

（五十音順、敬称略）

1. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案について

○前文

- ・ 今回、温暖化に係る地球温暖化対策計画及び政府実行計画の閣議決定に基づいた部分が記述されているのは大変結構であるが、SDGs についても言及していただきたい。
 - ⇒ 具体的な文章をすぐには提示できないため、記載が行えるか検討したい。（環境省）

○木材・木材製品の合法性証明に係る経過措置

- ・ 化粧板に使う木材は国産材なのか。
 - ⇒ 国産材、輸入材ともにある。国産ではさくら、けやきなど、輸入材では米国産のブラックウォールナット、ホワイトオークなどが使われている。（林野庁）
- ・ 熱帯材が問題になっているケースが多いため、産地や樹種で縛ることはできないか。
 - ⇒ 化粧材としては、北米産の広葉樹へのシフトが進んでいる。熱帯材については、市場でのイメージが既に悪くなっており、流通が減少している状況でもある。（林野庁）
- ・ 昨年から引き続き検討されているが、何十年ものの木材についてきちんと合法性の証明がなされ、使えるようになる時期はいつ頃になるのか。
 - ⇒ 平成 18 年 4 月 1 日以降に仕入れがされたものについては、すべて証明が可能だが、それ以前のもの、仕入れの段階でこの制度が存在していないため、証明することができないということに対応した「ただし書き」として理解している。（林野庁）
- ・ 銘木を国が買うのが疑問であり、民間企業で建物を作るときにグリーン購入法にのっとる割合がどの程度あるかという問題ではないのか。
 - ⇒ 銘木はもともと公共需要が多かったが、最近は民間需要の比率が高くなっていると業界から聞いている。（林野庁）
- ・ 在庫として残っているものは、価格でどの程度を占めているのかは分かるか。銘木はしっかり使っていくべきだと思うが、どれだけの価値があるかに関係するのではないか。
 - ⇒ 製品化され販売されるときにどれくらいの価値があるかは在庫の段階ではとらえがたい。一般的には、建築で使われる人工林のすぎ、ひのきとは全く価値が異なり、単価でも 10～数十倍の開きがある。また、価値が高いものであるため、柱としては使われず薄くスライスして、板の表面に貼って表面の化粧として使われる。体積は小さいが流通する単価は高いという性質のものである。天然の太い木、木目が良い木は調達の事情が年々困難になってきており、在庫で持っているものに匹敵するものを新たに購入することが難しくなっている。建築用などで、設計士やデザイナーから樹種の指定が入ったときに、条件に合う樹木を持っていないと注文に対応

することができない。値段が高いということと、希少性があるため、そのものを持っていないと、注文に対応することができないという業態である。(林野庁)

- ・ 「化粧用に使用する木材であって、市場の実態に照らして長期の保管期間をもって取引されるもの」という案について、平成18年4月1日以前で長期の保管期間をもって取引されることに当たらないものはあるのか。
 - ⇒ 実際にはほとんどないと考えている。現在は、在庫回転期間が短いものまで、ただし書きの対象になってしまっており、例えばチップや合板はただし書きの範囲から除いて、なるべく範囲を狭くできないかという主旨で、一つの案として出している。これより適切な書きぶりがあれば御指摘いただきたい。(林野庁)
 - ⇒ いずれにしても判断の基準としては不足している。
- ・ 深刻に議論する話ではない。現行の制度がなかった時期のものに対し、ただし書きをより限定的にするという案には基本的に賛成である。2点確認だが、平成18年4月1日以前の在庫は7.8%と他の製品であれば除外して差支えない程度の割合であるにもかかわらず、銘木について特別な扱いを行うことについて、論理を持って検討しているのかという点、芸術性や意匠性が高いものは、調達者がグリーン調達の対象外にすればよいのではないかという点については、他の品目との論理的整合性が取れるのか。
 - ⇒ 他の品目と比較した場合の整合までは取れていないが、木材に関しては従前から重要であるとして議論されてきたところである。確かに数量として少ないものであり、外してもよいのではという御意見が従前あったのは承知しているが、経過措置の取扱いについては基本的に決めていこうという流れで議論をしてきたと認識している。改めて整合を取るかについては、検討できていないので即答はできない。(環境省)
- ・ 経済的価値が高いという点が違うのではないか。その伐採のために他の森林に対する影響は考慮する必要はないか。
- ・ 現在の懸案は、このただし書きがあると、化粧板とは関係ないものまで、原木伐採の証明書がない木材について、平成18年4月1日以前に伐採されたものであると流通過程の誰かが言えば証明書が不要という制度運用になっている点である。化粧用とは何かという説明や、伐採の合法性について確認ができない木材の取扱いについて、基本方針の数行で書ききれない内容ではないため、林野庁のガイドラインを改正した上で定義などの明確化を図り、基本方針は林野庁のガイドラインに準拠する形でできれば望ましいと感じているところである。(国土交通省)
- ・ 原案は、本年度のパブリックコメント案としてお示ししているものである。先ほど指摘のあった違法伐採が広がる原因になるとの懸念は、ただし書きは、現在既に在庫としてあるものみに適用され、これから伐採するものに関してはこのまま記載していたとしても一切適用されないため、違法伐採問題とは切り離して考えられる。(林野庁)
 - ⇒ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称：クリーンウッド法)との兼ね合いもあり、このまま入れた時に諸問題が発生する可能性がある。本来であれば、決めるべきものと認識しているが、新法の施行と合わせた形で、次年度きちんとしたものをまとめたいと考えている。(環境省)

○庁舎管理

- ・ 省エネルギーの観点以外に断熱の要素があまり出てきていない。窓や庁舎の断熱効果をどうやって

上げていくかということの文言がないが検討されたのか。

⇒ 庁舎の断熱については、例えば、窓を複層ガラスにするのは改修となる。ここで規定している庁舎管理の範囲は、運用面における対策であり、増改築を含むものは対象外となる。(事務局)

○エネルギー管理システム

- ・ 判断の基準として「建物内で使用する電力などのエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて計測する」とあるが、受入と消費は分かるが、変換・搬送が具体的に何を指しているか分かりにくい。また、可視化が誰に対する可視化を求めているか明記されていないが、管理者だけでよいのか、ビルにいる人すべてに見えるようにした方がよいのかを記載しなくてよいのか。イントラで見えるようにするなどの仕組みがあってもよいのではないかと。
- ⇒ この文言は、地球温暖化対策計画関係の文書から引用しており、可視化の対象についても特に明記していない。(環境省)
- ・ 庁舎管理の基準強化により、かなりの削減効果が出ると期待している。BEMSの導入について、ビジュアルライズだけで管理しないものはBEMSと叫ぶのではないかと。
- ⇒ 判断の基準として制御までを求めると厳しく、対象外になるものが多くなってしまふ。新規に導入するもので、可視化のみのシステムの導入状況についても把握すべきと考えていることから、判断の基準としては幅広く定義し、制御は配慮事項に位置づけることとした。(環境省)
- ⇒ BEMS開発側としては、管理がポイントであり、グリーン調達においてビジュアルライズのみでBEMSとして扱われると開発者として困るのではないかと。
- ⇒ 制御を含むものは大規模なシステムがイメージされるが、小規模な庁舎では導入が実質的にできないことがあるため、今回は可視化システムとした。(環境省)
- ⇒ 過去の環境省のプロジェクトでは、第一歩としてビジュアルライズするとかなり減るという実績はある。それにのっかって、当面は可視化だけでもよいと考える。
- ⇒ 見える化に従って手動で行う制御も通常はBEMSの概念に入る。空調の制御等まで入った装置が望ましいが、庁舎やビルの実態では、見える化さえもやっていないところが多いのではないかと。まず見える化を徹底的に行ってもらうことで手動による何らかの制御がはじまる。判断の基準としては物理的制御までは求めず、配慮事項として目指してもらおう。見える化には手動による管理・制御が含まれていると考えられる。
- ⇒ ケーススタディによるとできるだけ多くの人が見えているのが条件のようだ。自動的なマネジメントシステムがない場合、多くの人が見えることができるシステムであるといった形で推奨する形にしてはどうか。
- ⇒ 資料2、1ページの最終行、「新たな特定調達品目として、設備分野にエネルギー管理システムを追加」と記載があるが、ここに「設備分野にBEMSへの移行、導入に向けて」と表記してはどうか。今回は、エネルギー管理システムとして見える化を中心としており、「BEMSに向けた、エネルギー管理(可視化)活動」であって、BEMSとイコールではないことを入れると混乱がないのではないかと。

○その他物品・役務の追加・見直し品目等

- ・ インクカートリッジのただし書きを追加した意図について教示いただきたい。
- ⇒ カートリッジは、インクとヘッドが一体となったものを指すが、ものによっては、インクだけを単体で取り換えるものもあり得る。それはカートリッジではなく、インク容器単体であると

いう整理をし、取扱いを明確化するために追記した。(事務局)

- ・ 「対象外」ではなく、ここで定義するところではないというのが正しい表現である。ここでいうインクカートリッジの範疇には入らないといった表現とすべき。
⇒ 表現については検討する。(環境省)
- ・ 非常用携帯電源について、太陽光の非常用携帯電源を入れなかったのはなぜか。
⇒ 災害備蓄用品としての提案に基づき追加した品目であり、太陽光を用いる携帯用電源については想定していない。提案の製品は20~30台充電でき実用性に富んでいると判断した。(事務局)
- ・ 食堂について、洗剤の持続可能性に関する配慮事項が追加されたが、食品ロスの削減や持続可能な食材の調達に関する文言は入れなくていいのか。
⇒ 提案をベースに考えたものであり、グリーン購入法では備蓄品は別として、食物については扱っていないため検討しなかったが、原料としてパーム油を使用する場合もあるため、今後検討させていただきたい。(事務局)
- ・ 機密文書処理の古紙再生の阻害要因となる材料(例)について、紙以外で「ビニール類」と入っているが、これは何を指しているのか。
⇒ 機密文書処理を行う事業者の意見をもとに、一般的な呼称で追加したが、用語は検討させていただく。(事務局)

○公共工事

- ・ ロングリストの審査結果について、課題解決に関する新たな資料提出がないというのは、応答がないのか、新しい資料に相当するものが出てこないのか。
⇒ ロングリスト掲載の事業者には、提案募集の開始時点で新たな資料の提出をお願いしているが、提出のないもの、指摘した問題解決のための資料が不足しているもの、改善の見込みを示したものがある。ロングリスト掲載品目のうち、供給エリア拡大の見込み又は実績で一步改善した品目もあるが、これらについても特定調達品目として指定した場合に全国であまねく供給できるという体制までに至っていない。(国土交通省)

○全般

- ・ 既にオリンピックに向けた建築が始まっており、今一番グリーン購入法が活用されるべき時期であるのに、まだまだ残しているものがあるのはじくじたる思いがある。早急に対応していくべきであると考えている。
- ・ 今年度の提案募集案件の検討結果については資料のとおりであるが、了承いただけるか。(事務局)
⇒ 委員了承。

2. プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討について

- ・ プレミアム基準策定ガイドラインに対して、負担が大きいなどのクレームはないのか。企業への負担にならないよう進めていただくとよい。また、プレミアム基準のパフォーマンスとして、どのくらい効果が出ているのか。
⇒ 関連する業界団体には、プレミアム基準の案を示して意見を伺いながら進めている。メーカーで得意な分野が異なっているため、それらを拾い上げる形で適宜判断をしており、今のところは特段のクレームはないという認識である。(事務局)

⇒ 環境省で試行を進めている品目については、当該年度に調達がなく、行っていないものもあるが、調達があるものについては適用する形で今まさに試行している段階である。(環境省)

以上